

5 年 保 存

機 密 性 1

令和 7 年 4 月 1 日から  
令和 12 年 3 月 31 日まで

基 発 0808 第 1 号  
雇 均 発 0808 第 2 号  
令 和 6 年 8 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

### 令和 6 年度における地方版政労使会議等の開催について

昨年度における労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 10 条の 3 に基づく協議会及び各都道府県における地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議（以下「地方版政労使会議等」という。）については、各都道府県労働局において、賃金引上げに向けた機運の醸成を目的として、令和 5 年 12 月 15 日基発 1215 第 1 号・雇均発 1215 第 1 号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 10 条の 3 に基づく協議会等におけるテーマ等について」により、主たるテーマに「賃金引上げ」に向けた取組等を追加した上で、本年 1 月、2 月を中心に開催いただいた。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させるため、賃上げ支援を強力に推進することとされ、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、来春の実施に向けた準備を行うこととされたところである。

については、本年度における地方版政労使会議等の開催に当たっては、下記のとおり取り扱われるよう、都道府県や労使団体等を始めとした構成員と協議するようお願いする。

### 記

- 1 本年度に取り扱う主たるテーマ  
「賃金引上げ」に向けた取組

2 開催時期

令和7年1月、2月を中心とすること。

3 出席者

可能な限り、各構成員を代表する者となるよう調整すること。

また、今年度においても公正取引委員会をオブザーバーとして出席を求めること。

4 開催形式

対面とすること。

なお、構成員の都合により、オンラインとのハイブリットでも差し支えないこと。

5 議事等

別途指示すること。

6 その他

都道府県知事に対しては、別紙のとおり出席を要請していること。

雇均発 0808 第 1 号  
令和 6 年 8 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度における地方版政労使会議への参画について (依頼)

地方版政労使会議 (各都道府県及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議や「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和 41 年法律第 132 号) 第 10 条の 3 に基づく協議会) については、地域の実情に応じて、各都道府県と都道府県労働局の連携の下、開催いただいているところであり、昨年度は、その主なテーマとして「賃金引上げ」に向けた取組等が追加された上で、本年 1 月、2 月を中心に全ての都道府県において開催されました。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) において、豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させるため、賃上げ支援を強力に推進することとされ、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) において、賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、来春の実施に向けた準備を行うこととされています。

今年度の地方版政労使会議において取扱う主たるテーマは、昨年度と同様、「賃金引上げ」に向けた取組」を予定しています。同会議の目的は、労務費の適切な価格転嫁等を含めた賃金引上げに向けた気運の醸成であり、賃上げの地方への波及に向けて、同会議が実りあるものとなるよう、貴職におかれましては積極的にご出席賜りますようお願いいたします。